

令和8年度白鷹町成績優秀者激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化、芸術、スポーツ等の分野において、令和8年度の全国規模以上の大会等（以下、「大会等」という。）に出場する小学生、中学生、高校生(高等専修学校生等を含む)及びその指導者に対し、一層の活躍と将来の白鷹町を担う人材としての健全な成長を期待し激励金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 激励金の交付対象は、町内に住所を有する者又は進学のため町外に住所を移した者であって、別表1に掲げる交付対象者の要件を満たす個人及び団体とする。

(交付の基準)

第3条 町長は、別表2に定める基準額に基づき、予算の範囲内で激励金を交付するものとする。

2 激励金の交付回数は、1人又は1団体に対して3回までとする。

(交付の申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする個人及び団体は、大会等が開催される期日の前後1ヶ月の間に白鷹町成績優秀者激励金交付申請書（様式第1号）にその優秀な成績を証する書類等の写しを添えて、町長に申請しなければならない。

第5条 激励金の交付を受けようとする指導者は、大会等が開催される期日の前後1ヶ月の間に白鷹町成績優秀者激励金交付申請書（様式第1号）にその優秀な成績を証する書類等の写し及び公的機関又は関係団体からの派遣申請書等の写しを添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、激励金の交付の可否を決定し、白鷹町成績優秀者激励金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第7条 激励金の交付を受けた個人及び団体は、大会等終了後、速やかに白鷹町成績優秀者結果報告書（様式第3号）により、町長へ報告を行うものとする。

2 前項の結果報告等については、広報等を通じ、広く町民に周知することとする。

(返還)

第8条 町長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 大会の参加を中止したとき。ただし、自己の責めに帰することのできない事由によって参加を中止したときは協議による。
- (2) 不正な方法により激励金の交付を受けたとき。
- (3) その他、激励金の目的に反すると認められたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

交付対象者の要件

区分	対象となる大会等	交付対象者の要件
文化・芸術分野	(1) 国の機関等が主催する全国大会、競技会等 (2) 全国組織化されている団体等が主催する全国大会、競技会等	下記(1)～(3)のいずれかに該当する個人及び団体 (1) 所属する学校の推薦等により出品、出場し、最上位の賞を受賞した者 (2) 県以上の予選会の代表者として、出場する者 (3) 上記出場者の引率指導者として、公的機関又は関係団体からの派遣依頼により派遣される文化活動団体等の指導者
スポーツ分野	(1) 国民体育大会 (2) 全国高等学校総合体育大会 (3) 競技別全日本選手権大会 (4) 全国中学校総合体育大会 (5) 競技別全国大会 (6) 全国障害者スポーツ大会 (7) 前各号に掲げるもののほか、国際競技連盟が開催する世界規模の大会のうち、白鷹町教育委員会が激励金の交付の対象として適当と認める大会	下記(1)、(2)のいずれかに該当する個人及び団体 (1) 県以上の予選会（選考会）を経て各種競技の代表として、又は公益財団法人山形県体育協会加盟競技団体の推薦をもって出場する登録選手（マネージャーを除く） (2) 上記選手の引率指導者として、公的機関又は関係団体からの派遣依頼により派遣されるスポーツ少年団等の指導者

※ 引率指導者については1大会等につき1名までとし、学校教育の一環として派遣される指導者がいる場合は交付対象としない。

※ 地元開催における地域枠等による出場の場合は交付対象としない。

別表 2 (第 3 条関係)

基準額

区 分		大会等の開催地	
		県 外	県 内
個人	(1) 関係機関より当該大会等に係る派遣費 や激励金等の支給を受けていない場合	出場者・選手 20,000 円 指導者 10,000 円	出場者・選手 10,000 円
	(2) 関係機関より当該大会等に係る派遣費 や激励金等の支給を受けている場合	出場者・選手 10,000 円	出場者・選手 10,000 円
団体	団体登録選手数に個人の基準額を乗じた金額。ただし登録選手数が 10 名を超えたときは、10 名を限度とする。		

※ 引率指導者は、個人申請とする。

※ 関係機関とは、学校や各種競技協会も含める。